

## 高浜町学校部活動の地域展開事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、高浜町の中学生（以下「生徒」という。）が将来にわたり地域の実情に応じて、スポーツ及び文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、高浜町学校部活動の地域展開事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校部活動 中学校において、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動をいう。
- (2) 認定地域クラブ活動 社会教育法（昭和24年法律第207号）第2条に規定する社会教育、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）に規定するスポーツ及び文化芸術基本法（平成13年法律第148号）に規定する文化芸術に係る活動であって、中学校並びにスポーツ協会、文化協会及びスポーツ少年団、その他地域の多様な活動団体が連携して行う活動をいう。
- (3) 地域クラブ指導者 認定地域クラブ活動（以下「地域クラブ活動」という。）において、スポーツおよび文化芸術活動の技術的な指導等を行う者をいう。

### (実施団体の登録)

第3条 地域クラブ活動を実施する団体（以下「実施団体」という。）は、「高浜町認定地域クラブ活動団体登録届出書」（様式第1号）に次の書類を添えて、高浜町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に届け出なければならない。

- (1) 会則、規約等実施団体の概要が分かる書類
- (2) 構成員の名簿
- (3) 加入する生徒の名簿
- (4) その他教育委員会が必要と認める書類

2 教育委員会は、届出書を提出した実施団体が次の各号に掲げる要件のいずれも満たしていると認めるときは、当該実施団体を「高浜町認定地域クラブ活動団体登録簿」（様式第2号）に登録し、「認定地域クラブ活動団体登録通知書」（様式第3号）により実施団体に交付するものとする。

- (1) 生徒の自主的、自発的な参加により活動を行っていること。
- (2) 加入する生徒が在籍する中学校並びに加入する生徒及びその保護者との連携と協力が図られていること。
- (3) 加入する生徒が在籍する中学校の学校部活動に係る活動方針に準じた活動を行っていること。

- 3 前項の規定により登録された実施団体は、届け出た内容に変更があったときは、「高浜町認定地域クラブ活動団体登録変更届出書」（様式第4号）に必要な書類を添えて、教育委員会に届け出なければならない。
- 4 実施団体は、地域クラブ活動を行わなくなったときは、「高浜町認定地域クラブ活動団体登録廃止届出書」（様式第5号）を教育委員会に届け出なければならない。
- 5 教育委員会は、実施団体が第2項に掲げる要件のいずれかを満たさないと認めるとき及び実施団体から前項の規定による届出があったときは、当該実施団体の登録を取り消し、「高浜町認定地域クラブ活動団体登録廃止通知書」（様式第6号）により実施団体に通知するものとする。

（地域クラブ指導者の登録）

第4条 地域クラブ指導者（以下「指導者」という。）は「高浜町認定地域クラブ指導者登録申請書」（様式第7号）および「誓約書」（様式第8号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、申請者が次の各号に掲げる要件のいずれも満たしていると認めるときは、申請者を「高浜町認定地域クラブ指導者登録簿」（様式第9号）に登録し、「地域クラブ指導者登録通知書」（様式第10号）を交付する。

- (1) 人格識見が高く、社会的信望があり、地域クラブ活動の趣旨に十分な理解を有していること。
- (2) 地域クラブ活動を指導する能力を有していること。
- (3) 登録された日の属する年度の4月1日時点で18歳以上の者（高等学校又はこれと同等以上の学校に在籍する者を除く。）であって、健康状態が優れ、年間を通じて指導できる者であること。

3 教育委員会は、指導者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を解除することができる。

- (1) 指導者本人から退任の申出があったとき。
- (2) 法令若しくは職務上の義務に違反したとき、又は職務を怠ったとき。
- (3) 心身の故障のため、職務遂行に支障があるとき、又はこれに堪えないとき。

（地域クラブ指導者の職務）

第5条 指導者は、地域クラブ活動に係る技術的な指導を行うため、次に掲げる職務に従事する。

- (1) 実技指導に関すること。
- (2) 安全及び障がい予防に関する知識及び技能の指導に関すること。
- (3) 用具及び施設の安全管理に関すること。
- (4) その他実施団体および教育委員会が地域クラブ活動の指導のために必要と認めること。

2 指導者は、前項に掲げる職務の遂行に当たって、実施団体及び学校部活動と連携

を図らなければならない。

(指導者の責務)

第6条 指導者は、地域クラブ活動において、いじめや暴力行為等の事案が発生したとき又はそのおそれがあるときは、速やかに実施団体及び生徒の在籍する学校に報告しなければならない。

2 指導者は、地域クラブ活動において、事故が発生したときは、応急手当、救急車の要請及び医療機関への搬送等を行い、速やかに実施団体及び学校に報告しなければならない。

(実施団体の責務)

第7条 前条の規定による報告を受けた登録団体は、当該情報を速やかに学校および教育委員会に報告しなければならない。

(地域クラブ指導者の遵守事項)

第8条 指導者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 地域クラブ活動において、実施団体と協力し指導を行うこと。
- (2) 生徒個人の人格を尊重し、教育的配慮に十分留意した上で指導に当たること。
- (3) 職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならないこと。その職を退いた後も、同様とする。
- (4) 職務の信用を傷つけ、又は職全体の不名誉となる行為をしてはならないこと。
- (5) 教育委員会が指定する研修に参加すること。

(活動時間)

第9条 地域クラブ活動の活動時間の上限は、準備や後片付けの時間を除き、平日は2時間程度、休日は3時間程度以内とする。

2 学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。平日は、少なくとも1日以上、土曜日及び日曜日は、少なくとも1日以上を休養日とする。休日又は、祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振替える。

3 気象庁の熱中症警戒アラートや落雷、大雨など気象条件が悪化する可能性がある場合は、活動を行わない。

(指導者への謝金)

第10条 教育委員会は、指導者が地域クラブ活動において指導を行ったときは、謝金を支払う。

2 前項の謝金の額及び支払い方法は、別に定める。

(指導状況の報告)

第11条 実施団体は、指導者の毎月の指導状況について、「高浜町認定地域クラブ指導者活動報告書」(様式第11号)を教育委員会に提出しなければならない。

(実施団体への補助)

第12条 教育委員会は、実施団体の活動について、補助金を交付することができる。

2 前項の補助金の額及び支払い方法は、別に定める。

(指導及び助言)

第13条 教育委員会は、本事業の適正な実施を確保するため、必要に応じて実施団体及び指導者へ指導及び助言を行うものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。